



消費生活 サポーター通信

2019年度第1号

今月のテーマ

改元に便乗した 悪質商法に注意!



5月1日から元号が「令和」に変わりますが、全国の消費生活センターには、改元に便乗した様々な悪質商法の相談が寄せられています。



事例



暗証番号は?

カードを渡して

突然、こんな電話がかかってきます。

- 銀行協会を名乗り「改元によりキャッシュカードの変更が必要」
- 「手続きには暗証番号が必要なので教えて欲しい」
- 「担当者を訪問させるのでお使いのカードを渡して」

アドバイス

- 元号が変わるからといって、キャッシュカードを変更する必要はありません。
- **暗証番号は他人に絶対に教えない。**
(銀行協会職員や銀行員が暗証番号を尋ねることはありません。)
- **キャッシュカードも絶対に渡さない。**



この事例のほかに「皇室関連のアルバムの購入を勧める電話勧誘があった。断ったが、商品が勝手に送られてきた」といったトラブルも発生しています。

困ったときは早めに消費生活センターにご相談ください。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
(Tel. Me)